

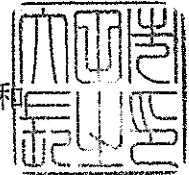
大田市告示第152号

大田市国民健康保険条例（平成17年大田市条例第118号）第12条第1項、第2項、第12条の6の6第1項、第2項、及び第12条の11第1項、第2項の規定に基づき、令和3年度の国民健康保険料率を次のとおり決定したので、第12条第3項、第12条の6の6第3項、及び第12条の11第3項の規定により告示する。

令和3年6月28日

大田市長

楫野 弘和



**基礎賦課額の保険料率**

1. 所得割	0.0900
2. 被保険者均等割	25,800円
3. 世帯別平等割	
ア. 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	16,800円
イ. 特定世帯	8,400円
ウ. 特定継続世帯	12,600円

**後期高齢者支援金等賦課額の保険料率**

1. 所得割	0.0280
2. 被保険者均等割	7,680円
3. 世帯別平等割	
ア. 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	5,040円
イ. 特定世帯	2,520円
ウ. 特定継続世帯	3,780円

**介護納付金賦課額の保険料率**

1. 所得割	0.0250
2. 被保険者均等割	9,600円
3. 世帯別平等割	4,680円